

第1回伊丹市行財政改革推進懇話会（6月28日）に関する意見、提案について

平成22年7月24日

懇話会委員名：A 委員 その1

次の通り、質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

問1. 資料2の扶助費の主な内訳（伊丹市が行っている事業）

老人福祉費の市バス乗車証（5億3千万円）の算定方法について

70歳以上の高齢者の人数、1人当りの乗車回数、乗車料金などどのようにして算定
していますか？

また、市バスのない川西市、宝塚市など隣市の実態は、どうなっていますか？

問2. 資料4の基本方針3（P20）自立的な行財政運営の現状と課題について

この内容では、市民として、よく理解できないと思います。もう少し詳しい具体的な現状分析が必要ではないでしょうか？恐らく、伊丹市総合計画審議会及び総合政策部政策室がまとめたと思いますが、もし、貴課で把握している現状と課題があれば、ご教示していただきたいと思います。

A 委員 様

平成 22 年 7 月 28 日

問 1 老人福祉費の市バス乗車証（5 億 3 千万円）の算出方法について

平成 16 年度の無料乗車証発行件数に基づき、下記の計算式で算出をおこなっております。算出方法は、平成 3 年度におこなった実態調査をもとに、1 ヶ月の 1 人あたりの負担額を普通乗車運賃の 7.3 日分と定め、下記の計算から算出しています。

$$200 \text{円} \times 2 \text{ (往復)} \times 7.3 \text{日分} = 2,920 \text{円}$$
$$2,920 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} \times 15,134 \text{人 (実績人数)} = 530,295,360 \text{円}$$

平成 18 年度の当初予算編成及び現在の行財政運営改善計画を作成するにあたり、今後、高齢者人口は増え続け、負担額も大幅な伸びが予測されたこと。また、市バスは乗客の多い少ないにかかわらず、運行経費がかかるなど財政状況が厳しい中で、一般会計から企業会計へ市バス特別乗車証を一定額で据え置き、平成 16 年度決算ベースに平成 18 年度より金額を固定している現状です。

また、近隣市の状況は次のとおりです。（年間 1 人あたり）

伊丹市 70 歳以上 市バス無料乗車券 2,920 円 × 12 ヶ月

尼崎市 70 歳以上 市バス無料乗車券 平成 22 年 10 月より一部負担を導入予定
（1 乗車につき 50 円負担もしくは、無料乗車券を交付の場合は所得に応じて年間 2,700 円、4,500 円、9,000 円を負担）

西宮市 70 歳以上 民営バス等割引購入証 1,000 円 × 5 枚

芦屋市 70 歳以上 市内発着する民営バスの運賃を半額助成

宝塚市 70 歳以上 市内民営バス回数券 560 円 × 12 枚

川西市 70 歳以上 民営バス等購入助成券 1,000 円 × 3 枚

三田市 70 歳以上 民間バス等購入割引券 3,000 円 × 6 枚

問2 資料4の基本方針3(P20) 自立的な行財政運営の現状と課題について

総合計画は10年間の市の目標や将来像を定めるものであり、市のあらゆる施策や計画の基礎となるものです。そのため、各分野の現状や課題については総合計画を元にした、分野ごとの個別計画を策定する中で、具体的な現状分析などが詳細に記述されるものです。該当の基本方針3(P20) 自立的な行財政運営につきましての個別計画は、例えば「行財政プラン」「人材育成基本方針」「定員適正化計画」などになります。

また、財政的には、柔軟で堅実な財政運営を図るため、次の項目を課題と考えています。

- ・限られた財源を重点的・効果的に配分し、特別会計等を含めた健全な財政運営を行う。
- ・財政状況をわかりやすく積極的に公開し、市民サービスに対する受益と負担の適正化など行政コストのあり方について市民とともに考えていく。
- ・歳入の確保策として徴収の強化、未収金対策など、また税以外の歳入についても積極的な財源確保に努める。

それ以外に本市では経常収支比率が高いことが課題であると考えております。

以上、ご理解の程よろしくお願いたします。

行政経営課

第3回伊丹市行財制改革推進懇話会（8月30日）に関する意見、提案について

平成22年8月31日

懇話会委員名：A委員 その2

首題について、よろしく申し上げます。

第3回で受領しました「資料2」について、追加質問させていただきます。

指定管理者一覧表の中で「いたみホール」の委託料について、年度別に18決算から22予算を見たときに、毎年減少しています。特に21予算から22予算にかけては、大幅な減少です。こうした委託料を減少させることは、大変な努力の賜物だと思いますが、その削減方法・理由をご教示していただきたい。

また、老人クラブの「長寿お祝い会・金婚夫婦祝賀会」についても、毎年9月に「いたみホール」で7つのブロック毎に実施していますが、開催内容を再検討することによって、委託料を削減させることも可能だと考えます。市の考え方をお教えいただきたいと思えます。

以上、よろしくお願ひいたします。

A 委員 様

平成 22 年 9 月 24 日

いつもお世話になっております。

先日は歳入の確保策等について、ご意見をいただき、ありがとうございました。次回の懇話会では、事務事業の総点検を中心に、歳出の見直しについて、委員の皆様のご意見をいただくことを予定しております。

なお、こちらにいただいたご質問は、前回と同様質問者の許可を得て、次の懇話会で示しすることを予定しております。

それでは、A 委員のご質問にそれぞれお答えします。

1. 「いたみホール」の委託料の減少について

いたみホールは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、施設の設置目的を効果的に達成するため、平成 18 年度より指定管理者制度を導入いたしました。指定管理者制度の導入は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としています。

現在は、施設の事業を市の文化施策と一体的に推進するため、公募によらない選定により、平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間、伊丹市文化振興財団が、指定管理を行っています。

各施設の委託料については、市民ニーズに的確に対応し、より効率的で効果的な管理運営を図るため、5 年間の基本協定を基準にしながら、毎年度事業費等を精査し、予算設定しております。

今後も適正な経費のもと、より一層のサービスの向上に努めていきます。

ご質問の経費の減額については下記のとおりです。

平成 22 年度当初予算と平成 21 年度当初予算との比較 約 1,000 万円減。

減額の主なもの・・・予約システム等リース料：約 250 万円減、空調等点検委託料：約 220 万円減、公演等委託料：約 310 万円減、印刷製本費約 30 万円減。

平成 21 年度当初予算と平成 20 年度決算との比較 約 4,800 万円減。

減額の主なもの・・・**利用料金制導入**に伴う料金収入の振替：約 4,500 万円減、公演・看板等作成委託料：約 310 万円減。

平成 20 年度決算と平成 19 年度決算との比較 約 600 万円減。

減額の主なもの・・・人件費：約 440 万円減、管理用備消耗品費：約 70 万円減、予約システム等リース料：約 10 万円減

平成 19 年度決算と平成 18 年度決算との比較 約 200 万円減。

減額の主なもの・・・修繕料：約 290 万円減

平成 18 年度決算と平成 17 年度決算との比較 約 23,200 万円減。

減額の主なもの・・・予約システム等リース料：約 630 万円減、施設管理委託料：約 500 万円減、光熱水費：約 130 万円減、人件費：約 130 万円減。

(平成 18 年度に指定管理者として伊丹市文化振興財団を指定)

2. 老人クラブの「長寿お祝い会・金婚夫婦祝賀会」における開催内容の再検討

平成22年度において、70歳以上の市民、金婚夫婦及び卒寿の市民をお祝いし、老人クラブの交流を深めるため、市内の老人ブロック7ブロック毎に演芸発表による長寿お祝いの会を開催いたしました。

市におきましては、平成20年度まで菓子類としていた参加賞を、より有効的なものをと検討した結果、平成21年度より介護予防のための啓発冊子としていますが、今後も参加賞の内容について検討を行います。

また、88歳・90歳・99歳・100歳以上とそれぞれの対象者に記念品を贈呈していますが、長寿お祝いの記念品贈呈の対象者の見直しなど、ご質問のとおり開催内容の検討を行っているところであり、当該事業を受託している伊丹市老人クラブ連合会においても、現行7回にわたっての開催としていますが、開催日数の短縮等についての検討のご意見もありますので、今後受託団体と共に開催内容の再検討を行ってまいります。

以上よろしくお願いたします。

行政経営課

第3回伊丹市行財政改革推進懇話会（8月30日）に関する意見、提案について

平成22年9月2日

懇話会委員名：B 委員

お疲れ様です。

いろいろと資料を集めていただき、質問等いつも丁寧に対応いただきありがとうございます。

会議に参加し、思った事・質問等メールさせていただきます。

これまでたくさんの資料を頂き、数値的なものや現状などは、なんとなく解ってきました。細かい事などの理解や仕組みは難しいですが、

いつも質問に答えて頂き、疑問の解決ができてとてもありがたく思っています。ですがその質問が具体的な話に繋がるのではないので、忙しい時間を割いてもらって手間を掛けさせてしまったという気持ちです。

こうしたらいいのでは？という意見があれば、言ったらいいのか、今の状況を理解してたらいいのか、実際どこをどうしたらいいのかわからず、特に意見も言えずにいます。

具体的に、「ここをこうしていきたいのですが、何か策はありますか？」「こんな策の案が出ているのですが、どうでしょうか？」というような逆に意見を求められた方が、こちらでも考えやすいような感じです。

ここから質問です。

前回の追加資料で決算のポイントを教えていただき、法人税での収益がかなり減っているという箇所にチェックを入れたと思います。

不況の影響で、企業の収益も減り法人税が減少したと聞きました。

景気がよくなれば（景気が好転してから反映するのがすぐではないというのは考えずに）解決するものでしょうか。前回、昔に比べ、大手企業が撤退したというような話を聞かせてもらいました。その部分で企業が来てくれるような政策や対策などには何かあるでしょうか？（少し市のHPを見てみたら企業誘致制度という言葉がありましたが、これがどのようなものなのかわかりませんでした。）

企業にとって、伊丹に会社があるメリット、魅力となるポイント等があれば教えてください。企業が増えれば人も増えるのでいろいろな面でプラスになると思うのですが（これは誰もが思うような事ですけども。）

魅力ポイントがあるのに反映されないのであれば、アピールの仕方、企業とのニーズが合わないのか等を見直す面もあるかと思えます。何か策があるのであれば、どのくらい生かされているかを教えてください。

簡単に企業が来るわけではないので私の考え方では浅はかとは思いますが、長い目でみてプラスになるような政策が気になります。

そして、やはり額の大きかった税の滞納に関してですが、少額滞納者が増えているとの事でした。(滞納者に対して)滞納したらこうなる!!みたいな事はありますか？

例えばですが、車であれば違反金を支払わないと車検が通らないなどありますが、税の場合はどうでしょうか？差し押さえ等の対象になる基準など。差し押さえ等の処置をするにもマンパワーや処理をする数に限界があると聞きましたので、なかなか難しいとの事でしたので、国保が未納だと社会保険に切り替えができないとか、未納者は会社からの給料天引きになるように企業側に依頼するなど(この2つは私なりに考えた事なので例えばの話ですが)市独自の基準や制度を決める事はできるのでしょうか？

払わなくても制度が利用でき、何も痛手になる事がなかったら、「ま、いっかー」って気になりやすいかなと思います。中には払いたくても払えない人、意図的に支払いをしない人と分けられると思います。

現状がどちらなのかを把握して、適切な対処方をしていく事が大事だと思います。

その為にも第2回の時にいただいた資料で、納税に関する<案>にもありましたように、専門の部署を設ける事などは、今後の滞納者を増やさない為にも必要かと思いました。

ここからはちょっと気になった事です

昨晚、市のHPを見ていました。

いろいろな課の政策や制度が記載されていて、とても興味が引かれるものもありました。

その制度について問い合わせをしたと思った時に問い合わせ先がTELとFAXでした。

私のように昼間働いていると、どうしても役所の開いている時間帯に電話をかける事ができない時もあります。メールで問い合わせや質問ができれば少し身近に感じられるかな？と思いました。

(ページの下に意見・質問等のページがありましたが少しわかり難かったです。)

各課に直接質問メール等を送れたら便利ですが、処理が大変ですね。

「伊丹市役所へのご意見・お問合わせ」ページは、なんだか硬い感じがして、私的には使づらいという印象でした。

では、よろしく申し上げます。

B

B 委員 様

平成 22 年 9 月 9 日

先日はお忙しいところ、懇話会にご出席いただきありがとうございました。

9 月 2 日にいただきましたメールに関してお答えします。

まず、今後の懇話会の進め方につきましては、前回のメールでもお答えいたしましたように、委員のみなさまから多くの意見が頂けるよう、会の運営を工夫してまいります。今回の B 委員の意見を踏まえ、さらに検討をいたします。

また、併せて前回同様、懇話会以外での質問やその質問に対する回答は、質問者の許可を得て、次の懇話会でお示しいたします。

次に、B 委員のご質問にそれぞれお答えします。

1．法人税収入について

平成 13 年度の IT 不況による経済の悪化により、平成 13 年度決算で約 24 億 9,800 万円あった法人市民税は平成 14 年度決算では約 14 億 7,600 万円と大幅に落ち込みました。

その後、企業業績の持ち直しや法人会計上の繰越欠損金の解消等が進み、法人所得も回復し、それに伴い法人市民税も平成 20 年度決算には約 29 億 1,400 万円まで回復したところです。しかし、平成 21 年度決算において、景気の低迷による企業業績の悪化の影響を受け、前年度と比べ過去最大の減少率（40.7%減）となり、約 17 億 7,286 万円となりました。

基本的には、景気が良くなれば法人税収は上がるものと考えています。

しかし、現在の景気の回復が、国の経済政策による事業の前倒しや、企業活動の合理化による事業の統廃合、円高による海外転出などによるところもあり、以前の税収まで回復し、継続するかは不透明な状況と考えています。

2．企業立地支援制度について

近年、市内の工業については、震災から復興した平成 10 年度に 447 あった事業所が平成 20 年度には 343 事業所と減り、従業者数も平成 10 年度に 22,492 人であったものが、平成 20 年度には 17,418 人と低下傾向が続いています。そのため、市内の工業地域（有岡の一部等）および準工業地域（森本の一部等）において、事業所を新設・増設する特定事業者、その事業者に向けた貸し工場新設者および事業用地提供者に対して、奨励金交付などの支援を行うことにより、ものづくり産業の立地促進、市民の雇用機会の創出や拡大を図り、本市の都市機能を生かした産業基盤の強化や将来にわたる持続的な発展を図っていくことを目的として、「企業立地支援制度」を平成 21 年 1 月に創設しました。

市内の工業系地域は比較的人気が高く、市内での立地を求めている声はよく聞くのですが、用地提供が少なく、また、従来工場であった跡地が住宅や商業施設に変わる例が目立っております。そこで、この制度では市内で立地する事業者への支援だけではなく、その事業者のために貸し工場を建てたり、用地を譲渡したりする方へも支援することにより、本市の実情にあった支援制度としております。

施行後 1 年 9 ヶ月で、この制度に基づき、尼崎市の本社工場を伊丹市内の工場へ集約した企業など 5 件が企業立地計画の認定を受け、すでに操業を開始しています。

今後とも、この制度を P R し、また立地可能な土地情報を収集して、工場の跡には工場が立地するように努めて行きたいと考えております。

なお、制度の詳細につきましては、別途パンフレットをご参照下さい。

・企業にとっての本市に立地するメリットについて

平成 2 1 年度に実施しました、市内工業系事業所の全数調査結果によりますと、本市に立地するメリットは、道路を中心に交通の便がよく、受注先や外注先など取引先が近くにあることを挙げられた事業所が多くありました。また、人口集積地にあり一般的に人材が確保しやすいという声をお聞きしています。逆にデメリットとしては、地価の高さとそれが原因と考えられる租税負担の重さとの回答が上位を占めており、住宅が迫っていることへの操業環境対策に苦慮されていることがうかがえます。

メリット・デメリットの上位にあがっていることは、いずれも一朝一夕で得られたことではなく、またすぐに改善できることではありません。今の企業集積をうまく維持し、「住宅都市としての伊丹市」と「産業都市としての伊丹市」の共存を図る努力として、これまでの地道な産業活性化や都市の基盤整備の施策を続けるとともに、先ほどの企業立地支援制度の活用や市内の企業間交流を活性化することにより、事業者の考えておられるメリットを生かし、デメリットを補っていければと考えます。

・中心市街地への商業集積施策について

企業等事業者の市内での立地支援を行っているのは工業だけではありません。市では中心市街地活性化基本計画（旧計画平成 11 年 3 月、新計画平成 20 年 7 月）に基づき、J R 及び阪急の伊丹駅周辺を中心市街地の賑わい回復や商業集積を図っています。その一環として、中心市街地の中核にあたる地域、J R 伊丹駅と阪急伊丹駅を結ぶ東西軸、稲名野神社と伊丹シティホテルを結ぶ南北軸の沿道地域を商業特定誘致地区として、物販や飲食などの商業施設の集積を図るとし、建設補助や家賃補助などを実施しています。

この施策により、平成 15 年度から酒蔵通などに新たに 20 店舗が営業し、人の流れも増えて賑わいが見られるようになっております。

3. 滞納について（市税・国保税）

- ・滞納した場合どのようなのか。

市のホームページや「市税のしおり」、「広報伊丹」など、様々なメディアを通じ、市税等に関するお知らせを行っており、「滞納した場合の取り扱い」についても、ご案内しております。

また、昨年11月15日の「広報伊丹」で、初めて税・財政特集号を発行しました。その中で、市税は豊かな暮らしを築くための社会基盤を支える大切な基本となるものであること、滞納すると市民サービスに必要な財源が確保できなくなることをお伝えし、「悪質な滞納は見逃せません」と広報し、滞納処分の流れもお知らせしました。

市税等を定められた納期限までに納めないことを「滞納」と言いますが、滞納になると、本来の税額のほかに延滞金等も合わせて納めていただかなければなりません。

また、滞納状態が続くと地方税法等の規定により、財産の差押さえなど滞納処分を行うこととなります。

- （関係法令） 国税徴収法第47条（差押の要件）
地方税法第331条（市町村民税に係る滞納処分）
地方税法第373条（固定資産税に係る滞納処分）
地方税法第728条（水利地益税等に係る滞納処分）

滞納処分の手続は下記のとおり執行されます。

滞納処分の流れ

- （1）納税通知書の送付
- （2）督促・催告（納期限後20日以内に督促状の発送）
- （3）財産調査・搜索（不動産、預金・給与など債権、動産）
- （4）財産の差押さえ（督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押えをしなければならない。）
- （5）公売（差押えした財産を売却し、市税に充当します。）

- ・差押さえ等になる基準は、

法的には、督促状を発送した日から10日を経過しても未納状態であり、差押さえ可能財産があれば、財産の差押さえ等の滞納処分をしなければなりません。

本市におきましても、法の趣旨を踏まえた滞納整理を行っています。しかし、納付相談を行う中で、退職、病気等、様々な理由により納付期限内の納付が困難な納税義務者については、地方税法に基づき「徴収の猶予」や分割納付を適用しています。

また、市税等の滞納については、督促状、催告書の発送や電話等により納付を促していますが、財産があり納付可能であるにも関わらず、それでも納められない場合には、納期限までに納められた方との公平を保つため、財産の差押えを行っています。

一方、国保税の場合は、納期を過ぎても未納の状態が続くと通常より有効期限の短い「短期被保険証」(本来は1年だが、6ヶ月となる。)が交付され、その後、特別な事情もなく1年以上滞納すると、保険証を返還する代わりに「資格証明書」(医療機関で一旦全額を支払い、後日市へ払い戻しを申請する。)を交付します。さらに滞納が続くと資格証明書で支払った医療費が国民保険税に充てられる場合があります。

市独自の基準や制度を決めることは、法律で定められているもので制度上難しく、ご質問のとおり納税者に対して「払わないとペナルティがある」という意識づけを行っていくことが、徴収率の向上につながる大切な課題と考えています。

4. 徴収専門の部署を設けることについて

未収金の回収については、負担の公平性や行政への信頼確保の観点から重点的に取り組まなければならない課題と認識しております。

現在、各課において、徴収マニュアルの作成や研修による担当職員の資質の向上を図るとともに、市税については、搜索や公売、国保税では、電話催告など民間活力の導入など、積極的な取り組みを行っています。しかし、平成21年度決算においては、市税で、約20億1,200万円、国保税で、約34億6,700万円など多くの未収金が発生しています。

未収金の徴収については、専門性が高く、高度な交渉能力を必要とすることから、今後未収金の強化を図るため、徴収体制の強化や職員の知識の向上などに取り組んでいきたいと考えております。

5. 伊丹市ホームページについて

現在各課のホームページには、メールアドレスを掲載しておらず、市役所に寄せられるご意見・お問い合わせが、現在どのような内容であるかなどを把握するため、市民相談課で一括管理を行っており、その後、各担当課にて回答をさせていただいています。

これは、窓口を一本化することで、ご意見などを的確に把握し、効率的に市政に反映するためであり、また、各課のページにメールアドレスを掲載することにより、営業メールや迷惑メールなどが多くなり、通常の業務に支障をきたすことも考えられるからです。

「市役所へのご意見・お問い合わせ」でわかりにくい点につきましては、今後市民の皆様にもわかりやすいようにホームページの改良を検討していくように考えております。

以上、よろしく願いいたします。

行政経営課

伊丹市企業立地支援制度

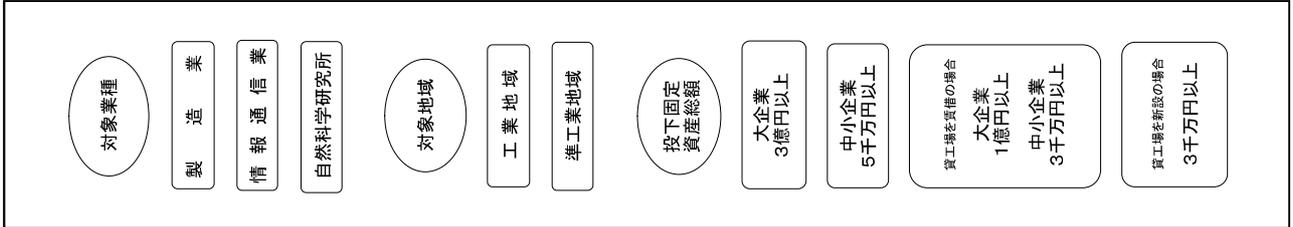
【ものづくり工場など工業系事業所の立地を優遇します】



ヒコまる

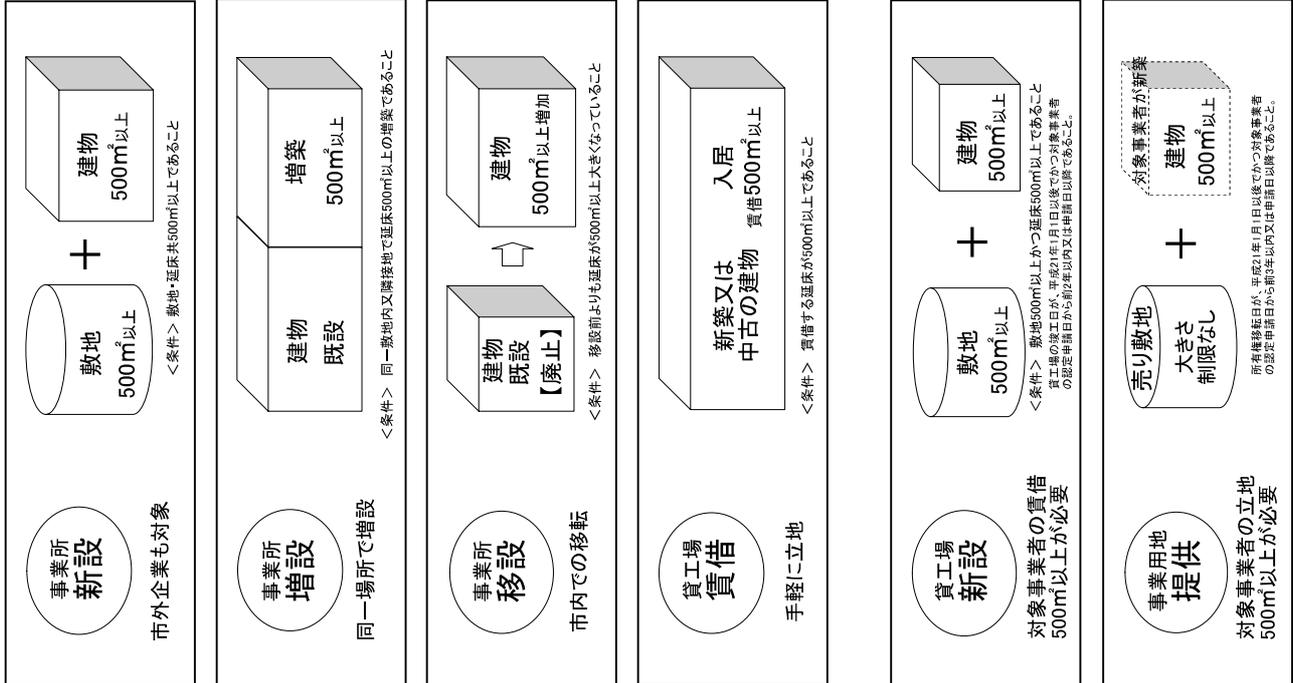
itami
伊丹市

■基本要件



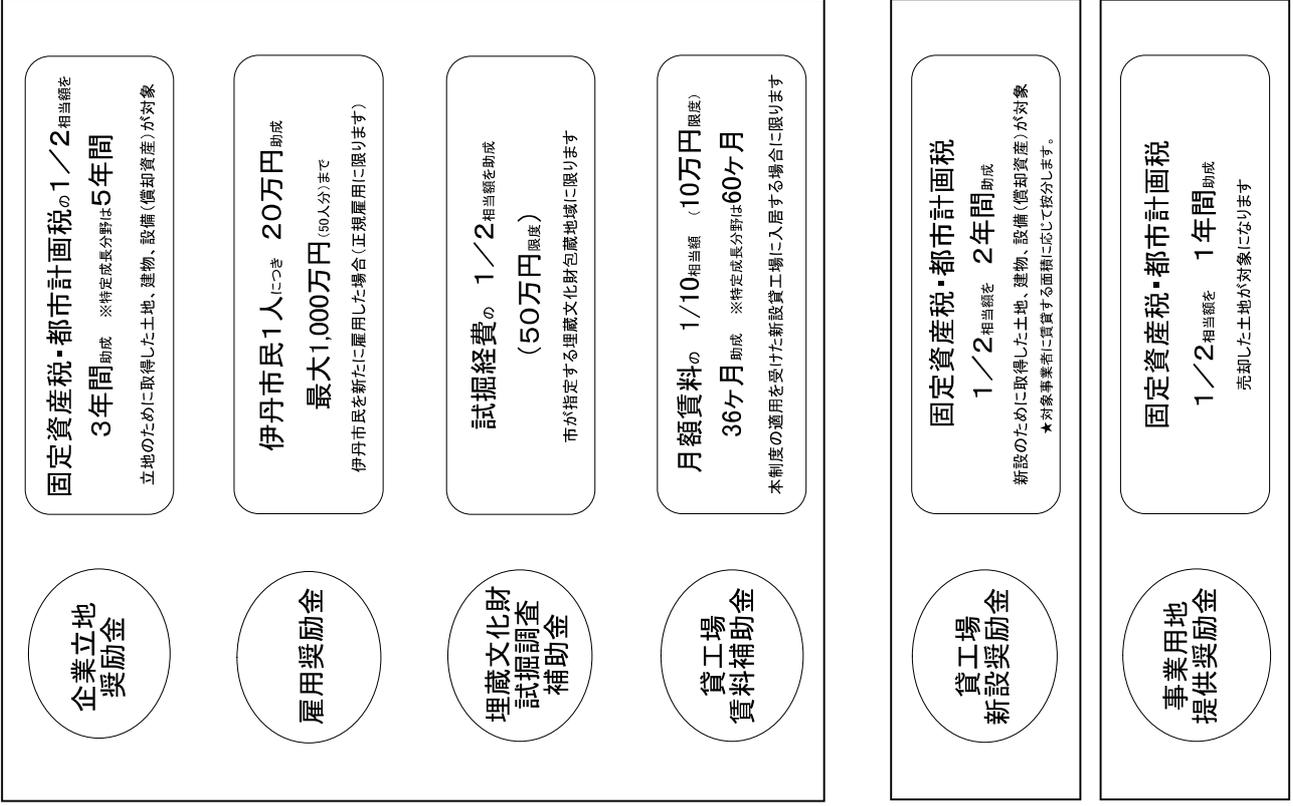
■立地イメージ

※面積規模などの条件があります。



■支援内容

※以下の助成金が支給されます。



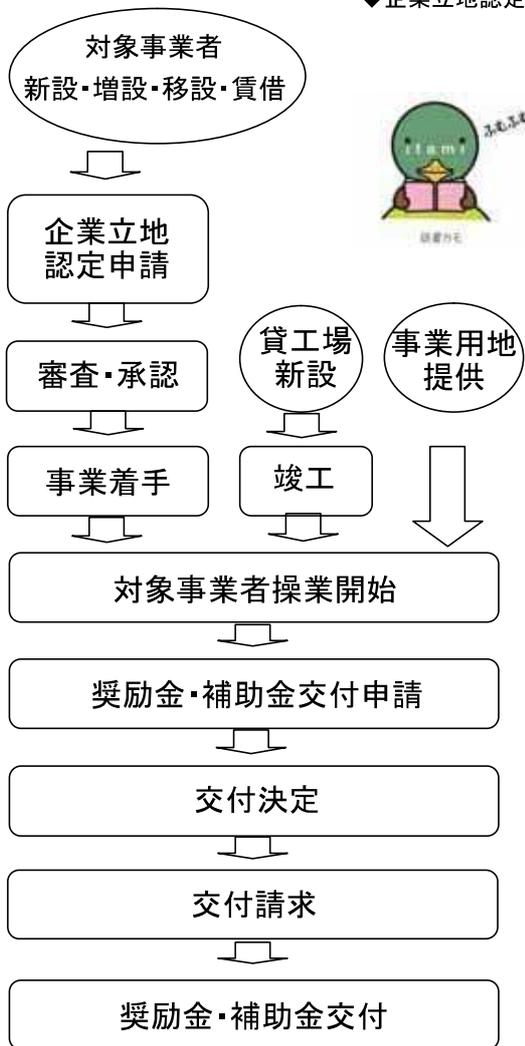
■特定成長分野事業 ※次の分野に該当する場合は、立地奨励金・賃料補助金の交付期間が延長されます。

情報通信関連分野	情報通信関連機器及びその部品の研究開発又は製造
新材料関連分野	セラミックス、金属、高分子等の新素材・新材料及びこれらを応用した製品の研究開発又は製造
航空機・自動車関連分野	航空機、自動車及びその関連製品並びにその部品の研究開発又は製造
環境・エネルギー関連分野	環境関連機器、環境調和型製品及び燃料電池等の新エネルギー・省エネルギー関連機器の研究開発又は製造
生活・福祉関連分野	少子化・高齢化等市民の生活変化に対応した医療福祉関連機器及び衣食住の生活の質を高める製品の研究開発又は製造

■手続きの流れ

<ご注意>

◆企業立地認定申請は、遅くとも操業開始の60日前までにご提出ください。



<操業開始時期について>

新設 増設 移設	① 認定申請日以降に、事業用地を取得(購入・賃借)して、工事着手する場合	認定日から3年以内に操業
	② 先に事業用地を取得(購入・賃借)して認定申請日以降に工事着手する場合	認定日から2年以内に操業
	③ 上記①②以外の場合(建物の購入など)	認定日から1年以内に操業
賃借	④ 認定申請日以降に、賃借する貸工場の新築工事が着手される場合	認定日から2年以内に操業
	⑤ 上記④以外の場合(認定申請日以前に工事着手される場合など)	認定日から1年以内に操業

■こんな場合にご利用ください

- 現在、伊丹市内に事業所があるが・・・
 - ★新製品の開発のため新たな工場・研究所を建てたい。
 - ★製造ラインを増設するために同じ敷地内で増築を考えている。
 - ★事業所が手狭になったので別の場所に移転を予定している。
 - ★事業所を移転し現在の建物は貸工場としてA社に貸す。
 - ★市内にある3工場を集約したい。
 - ★自社で新築するよりも貸工場に入りたい。
 - ★市外にある工場を伊丹に移したい。
- 市外の事業者なのだが・・・
 - ★伊丹は交通の便がよいので移転したい。
 - ★取引先との関係で伊丹にも事業所を設けたい。
 - ★伊丹で手ごろな貸工場が見つかった。
- 貸工場を建てたい・・・
 - ★現在の貸工場が古くなったので建替える。
 - ★土地を相続したので貸工場を建てたい。
- 土地を売りたいが・・・
 - ★市外に事業所を移転することになったので敷地を処分したい。
 - ★農地転用を考えている。
 - ★事業の整理のため土地も建物も売却したい。

■お問い合わせ

伊丹市都市創造部産業振興室商工労働課

兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地 TEL072(784)8047 FAX072(784)8048

E-mail syokorodo@city.itai.lg.jp

税・財政 特集号

主な内容
1・4面 税特集号
2・3面 平成20年度
決算について

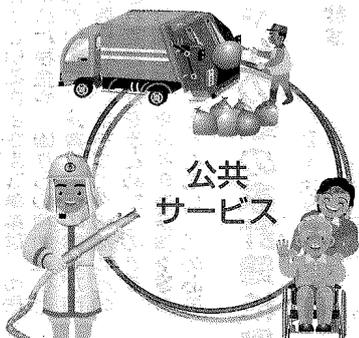
平成21年11月15日

伊丹市

総務部税務室収税課 TEL072-784-8026
総務部財政室財政課 TEL072-784-8028

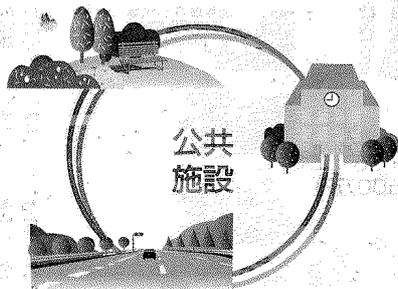
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

税って、なぜ必要なんだろう？



公共サービス

消防、ごみ収集、福祉など



公共施設

学校、公園、道路など

「公共サービス」や「公共施設」を提供するためには、費用がかかります。

(兵庫県租税教育推進連絡協議会発行「わたしたちの生活と税」から一部引用)

市税は、市民のみなさんが、豊かなくらしを築くための、社会基盤を支える、大切な基本となっています。
しかし、滞納する人がいると、たとえば、消防救急活動や学校、病院といった市民サービスに必要な財源を確保出来なくなります。

わたしたちの身近なところに、さまざまな税があります。
また、わたしたちの身の回りには、たくさん「公共サービス」や「公共施設」があります。

《平成20年度末》	
徴収率	94.8%
滞納額	約16億8,000万円
滞納者数	約11,200人

● **生活の安全・安心のため**
毎日が安全で安心して暮らせるため、医療機関の充実や犯罪の防止、災害から人命を守るために使われています。

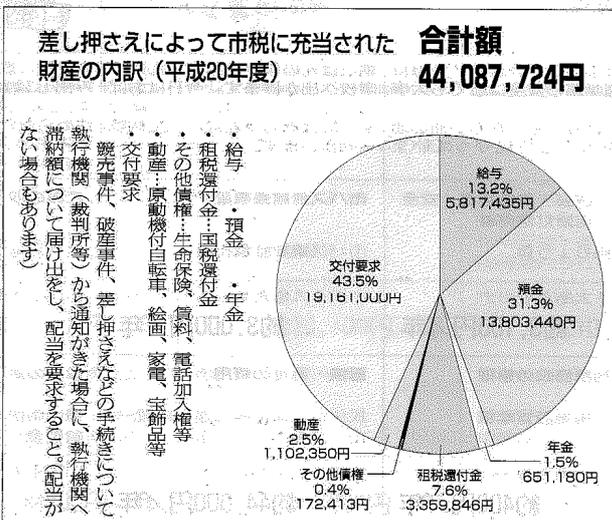
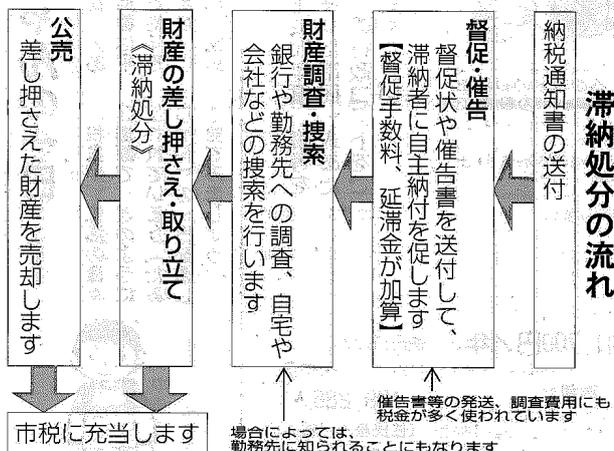
● **すまよいまちづくりのために**
自然や歴史を守り、生活環境をよくなるため、道路や橋、公園、下水道等社会資本の整備やごみ処理に使われています。

● **教育の振興のため**
学校の改修や、パソコンルームなどの教育施設を充実するために使われています。

● **豊かなくらしのため**
毎日を、豊かでうるおいのあるものにするため、税は教育の振興、社会保障の充実、社会資本の整備などをはじめとするさまざまな「公共サービス」や「公共施設」に使われています。

市税は、「社会の会費」であり、公平であることが大切です。
市民サービスを確実に実行するためには…

悪質な滞納は見逃せません



👉 平成20年度決算は次ページへ

暮らし・まちづくりの中で生きる税

～平成20年度決算を通じて～

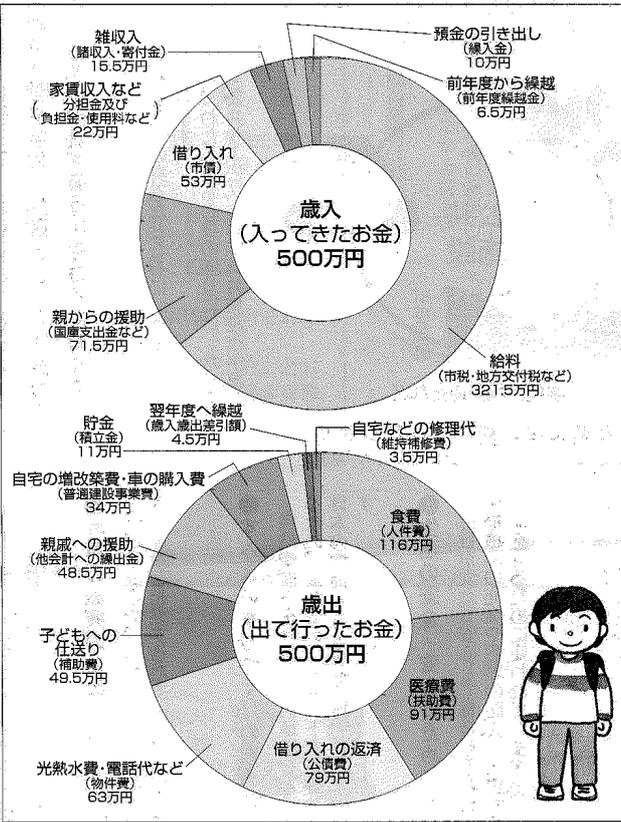
伊丹市の財政の「ゆとり」は

伊丹市の財政の「ゆとり」を判断するため、経常収支比率を見てみます。これは財政の弾力性を判断する指標の一つで、この比率が高ければ、財政

構造が「ゆとり」を求めていることを示します。平成20年度の経常収支比率は97.0%で、昨年度96.5%より0.5ポイント上昇しました。経常収支比率は、伊丹市の財政の「ゆとり」を判断する重要な指標です。この比率が高ければ、財政構造が「ゆとり」を求めていることを示します。平成20年度の経常収支比率は97.0%で、昨年度96.5%より0.5ポイント上昇しました。

伊丹市の家計簿 (平成20年度一般会計決算)

伊丹市の一般会計決算額 約607億5,794万円 → 年収500万円



伊丹市の家計簿
伊丹市の一般会計の平成20年度決算を家計の規模が500万円の

たみちゃんの家の家計簿に例えてみる

たみちゃんの家計簿に例えてみます。たみちゃんの家計簿は、伊丹市の一般会計の平成20年度決算を家計の規模が500万円の

伊丹市が行っているさまざまな事業は、市民の皆さんが納めた税金や、国からの補助金などでまかなわれています。決算は、このお金が市民の皆さんの暮らしや、まちづくりのためにどのように使われてきたかをまとめたものです。特集号2・3面では、平成20年度決算を家計簿に例えて、お知らせするつもりです。このお金

が一日の暮らしの中で、どのように使われているのか、「たみちゃん」を通して見ていきます。また「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で公表が義務付けられた健全化判断比率等を用いて伊丹市の財政の健康状態もお知らせします。

たみちゃんの一日

伊丹市の市民一人あたりの市税負担額は平成20年度決算で約16万円となっています。市民の皆さんが納めた税金が、生活の様々な場面で、どのように使われているか「たみちゃん」の一日を通して見てみましょう。



たみちゃん

8:10	8:00	7:15	平成20年度、税等を使った市民一人あたりの行政コストを試算ください。 伊丹市の人口は... H21/3/31現在 199,286人 (住民基本台帳人口+外国人登録人口) で算出しています
「おはようございます!」毎日通る通学路の安全はとても大事です。毎日、たみちゃんたちが通る通学路をみんなで見守っています。	朝ごはんの後、たみちゃんは小学校へ出かけます。今日はおばあちゃんとバス停まで一緒にです。おばあちゃんはバスで病院へ向かいます。	今日は「燃えるごみ」の日。ごみ出しはたみちゃんの役割です。ごみ出しのルールを守って、決められた場所へ。たみちゃんの日が始まります。	
道路の改良・維持補修・安全対策・街路灯整備等 道路橋りょう費	市バス無料乗車証 市バス乗車証負担金	ごみの収集 塵芥処理費	
市民1人あたり 約3,100円/年	市民1人あたり 約3,000円/年	市民1人あたり 約1,700円/年	
共同利用施設の管理 共同利用施設管理費	医療・福祉の費用 民生費—保育所の運営経費—市バス乗車証負担金	ごみの処理、焼却 豊中市伊丹市クリーンランド負担金	
市民1人あたり 約400円/年	市民1人あたり 約44,000円/年	市民1人あたり 約6,100円/年	

みなさんへ

伊丹市の財政の健康状態

平成19年の月に地方公共団体の財政の悪化を未然に防ぐことを目的として制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において公表が義務付けられた健全化判断比率を用いて伊丹市の財政の健康状態をお知らせします。

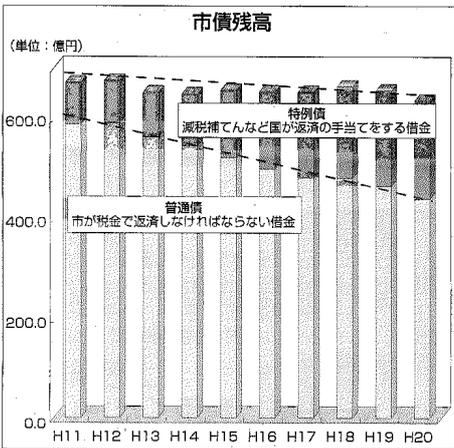
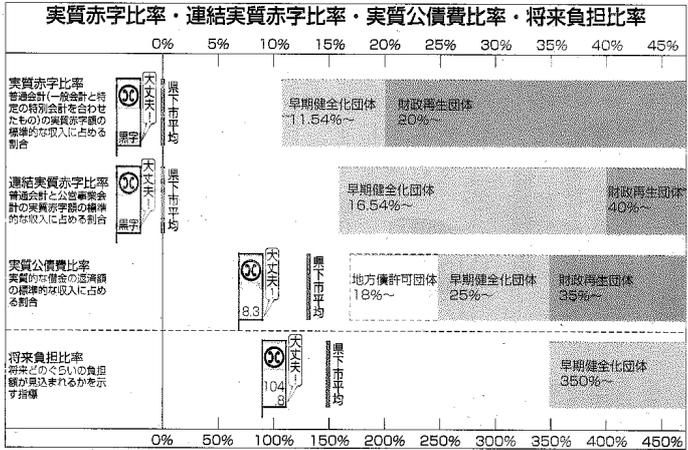
財政健全化法で規定された指標で地方公共団体と公営企業の財政健全度が判断されます。財政健全度は一定の基準に達しない場合は改善が求められます。

早期健全化団体	破たんの危険性があり
財政再生団体	破たん状態です。

財政再生団体に指定されるなどの管理下におかれ、市が国の許可なく借入金を行うことが出来なくなると、市民サービスの大幅な縮小が求められます。

実質赤字比率
連結実質赤字比率

高指標(黒) 昨年度同様(黒) 下(白) 国民健康保険事業特

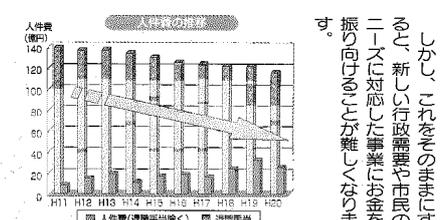
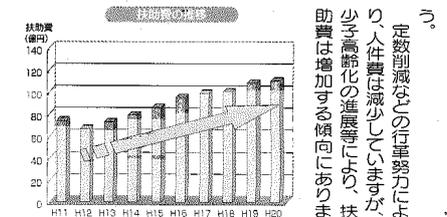
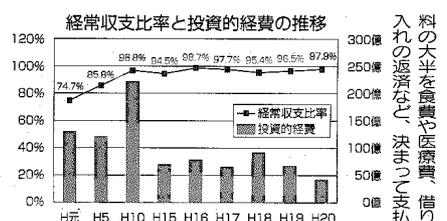


市債残高は、特別債と普通債に分かれています。特別債は、源税補てんなど国が返済の手当てをする借入金で、市が税金で返済しなければならない借入金です。市が税金で返済しなければならない借入金は、市債残高の増大に大きく影響しています。

別会計の赤字分を繰越事業特別会計の黒字分で補うなどの結果、黒字となり比率が出ていません。従って、一般会計だけでは4ポイント改善しました。阪神

なく特別会計を含めた財務の健全化が極めて重要といえます。昨年度(16.1%)より、11ポイント改善しました。主に、職員数の減に伴う、退職手当負担引当金の減や市債の残高の減少によるものです。

歳出	人件費、扶助費、公債償還など経常的な経費 8億円	臨時的な経費、投資的経費(道路や公園の整備など)
経常収支比率	97.9%	この部分が、この通りの部分
歳入	市税、地方債と税、地方消費財交付金、普通交付税など一般的な一般財源 376億円	臨時的な財源(国庫補助(建設)、繰入金(地方債など))



料の大半を食費や医療費、借入れの返済など、決まって支払われる。一定削減をのり努力により、人件費は減少していますが、少子高齢化の進展等により、扶助費は増加する傾向にあります。

しかし、これをそのままにする、新しい行政需要や市民のニーズに対応した事業にお金を振り向けることが難しくなります。

少子高齢社会に対応した施策の充実が不可欠な状況の中では、限られた財源をどの世代がどのように負担をし、市民サービスを充実させるべきかについて、市民の皆さんに関心を持っていただくことが、とても重要になっていきます。今後は第4次総合計画を推進する中において、中期的な収支見通しを明らかにしていきます。

18:30	16:00	15:00	11:00
<p>保育所からたまちゃんの妹が帰ってきました。夕食の前、週末に家族で出かけるコンサートの話でもちぎります。</p>	<p>家に帰ったたまちゃんは、昆陽池公園へ散歩に出かけました。いつも「阪神北広域子ども急病センター」の横を通ります。たまちゃんにとっても、いざという時、頼りになる施設です。</p>	<p>学校からの帰り道。救急車がサイレンを鳴らして、病院へ走っていききました。「大きくなったら人を助ける仕事がしたい」たまちゃんの憧れの仕事の一つです。</p>	<p>たまちゃんは、先生や友達と一緒に勉強や運動を一生懸命がんばっています。中でも休みに外で遊ぶのが大好きです。</p>
<p>保育所の運営</p> <p>保育所費+私立保育所への委託料・補助金</p> <p>市民1人あたり</p> <p>約7,100円/年</p>	<p>公園の維持・整備</p> <p>公園緑地費-昆虫館建設補助-緑化協会運営補助</p> <p>市民1人あたり</p> <p>約1,800円/年</p>	<p>消防局の運営</p> <p>消防費(消防局分)</p> <p>市民1人あたり</p> <p>約10,100円/年</p>	<p>小学校の管理</p> <p>小学校費+学校給食費+教育指導費のうち小学校分</p> <p>市民1人あたり</p> <p>約10,100円/年</p>
<p>文化施設の運営</p> <p>文化施設の管理運営経費</p> <p>市民1人あたり</p> <p>約5,300円/年</p>	<p>阪神北広域子ども急病センターの運営</p> <p>センターへの委託料+事務局費+市債償還額-2市1町負担金</p> <p>市民1人あたり</p> <p>約400円/年</p>	<p>市立伊丹病院の運営</p> <p>病院補助金</p> <p>市民1人あたり</p> <p>約5,900円/年</p>	<p>中学校の管理</p> <p>中学校費+教育指導費のうち中学校分</p> <p>市民1人あたり</p> <p>約7,400円/年</p>

未納になっている税金はありませんか？

督促状や催告書が届いていませんか？
 まず自分の郵便物に注意してください。
 当方は滞納処分に至るまでに、滞納者に対して警告メッセージを飛ばしています。

兵庫県職員への派遣を受けて滞納処分のさらなる強化
 平成21年10月より特別対策の一環として伊丹市は兵庫県から職員を派遣を受け入れ滞納処分(財産の差し押さえ、取り立て、捜索等)の強化に努めます。

個人市民税
〔住民税〕
 納税義務者は一定以上の所得があり、課税がかかるその年の1月1日



市税の主な種類は？



軽自動車税
 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車の所有者にかかる税金です。
 納税義務者は毎年4月



固定資産税
 固定資産税は、土地・家屋および償却資産に対してかかる税金で、その固定資産の価格に応じて負担します。
 納税義務者はその年の1月1日現在、伊丹市内に固定資産を所有している人です。

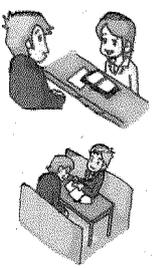
法人市民税
 法人市民税は、事業年度終了後2カ月以内に申告し、申告と同時に納付することになっています。
 納税義務者は左記のとおりです。
 *市内に事務所または事業所を有する法人
 *均等割額十法人税割額
 *市内に寮等のみを有する法人
 均等割額

放置せず ご相談を
 税を滞納する人は年々増加しています。増加の理由は、不景気で会社が倒産、収入が少ないなど様々です。また、どのような仕組みで課税が発生し、いつまでに税金を納めなければならないのか、具体的な流れを知らないために滞納になってしまう方もいます。
 市税は所得の発生や資産の所有など担税力を有しない方には発生しません。
 市税を納める義務のある人が納期限内に納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。どうしても納期限内に納付することができないとお悩みがありましたら絶対に放置せず、必ず収税課までご連絡ください。

お知らせ

休日納税相談のご案内

うっかりして納期限を過ぎてしまっただけで気がなっている方。思っていたよりも多額の税金が発生したり、生活状況が変化したため、期限内に納付できず相談に行きたいが平日では忙しくて納付や相談に行けない方。市では、このようなご不便を考慮して休日納税相談窓口を開設しておりますので、お気軽にご利用ください。なお、当日は電話での相談・お問い合わせも受け付けております。
 平成21年度11月以降の休日納税相談の日程は下記のとおりです。

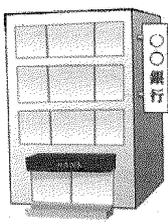


平成21年11月29日(日)	午前9時から午後5時
平成21年12月20日(日)	
平成22年1月24日(日)	
平成22年2月21日(日)	
平成22年3月21日(日)	

いずれも、伊丹市役所2階収税課にて行っていますので、直接、来庁していただくか、お電話をしてください。

口座振替がおすすめです!!

口座振替は、納期のたびに銀行などへ出かける手間が省けて大変便利です。一度申し込みをされますと翌年度以降も継続されます。ぜひ、ご利用ください。
【口座振替が利用できる市税】
 市県民税(普通徴収分)
 固定資産税・都市計画税
 軽自動車税
【申し込み手続きは簡単!!】
 「伊丹市市税口座振替依頼書」に必要事項を記入し、銀行等の届出印を押印のうえ、ポストに投函するだけです。



ゆうちょ銀行の場合は、「伊丹市市税自動振込利用申込書」に必要事項を記入して、郵便局窓口へ提出してください。(取り扱いには全国の郵便局窓口)
【振替開始日】
 申し込みをさせていただいてから、振替手続きに約60日間を要しますので、ご希望の納期から振替ができない場合もありますのでご了承ください。
 なお、手続きを終えたら、「口座振替開始通知書」を送付します。口座振替日は、各納期限の日です。

納期お知らせメールをご利用ください

伊丹市では、市税(市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)の納期限の1週間前と、前日(前日が日曜日の場合は直前の金曜日)に、登録されたアドレスにメールで納期限をお知らせする「市税納期限お知らせサービス」を実施しています。口座振替を利用している方も、振替時の口座の残高不足を防止できます。うっかり納期限を忘れて滞納とならないためにも、ぜひご利用ください。
 登録は伊丹市役所ホームページからできます。登録料は無料です。



平成22年4月からコンビニ納付がはじまります!!

伊丹市では、従来の金融機関に加えて、お近くのコンビニエンス・ストアでいつでも納付できるコンビニ納付を平成22年4月から開始します。
 取扱手数料はかかりませんので、いつでも、どこでも、曜日や時間を気にすることなく納付することができます。もちろん、従来どおり銀行等でも納付することができます。
【コンビニ納付が利用できる市税】
 市県民税(普通徴収分)
 固定資産税・都市計画税
 軽自動車税

相談・お問い合わせ先
 収税課 ☎784-8025 ・ ☎784-8026